

津市における拠点校部活動について

令和5年10月16日
津市教育委員会
津市小中学校長会

1 目的・趣旨

本活動は、在籍校に希望する部活動が無いなどの場合に、生徒の活動保障を目的として実施するものであり、勝利至上主義及び競技力向上を第一の目的とするものであってはならない。

2 許可条件

- (1) 校区の指定中学校（義務教育学校後期課程含む。以下、「学校」という。）に入部の意志がある部活動が無いこと。
- (2) 生徒の在籍校並びに拠点校の学校長の承認を必要とする。
- (3) 参加可能な学校は、自宅から一番近い、希望の部活動のある学校を原則とする。
- (4) 拠点校への移動については、保護者の責任のもとに行うこととする。
ただし、移動手段、経路等については、在籍校の確認を必要とする。

3 実施上の留意点

- (1) 活動について、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生徒指導上の規定に同意し、拠点校の顧問の指示により行うこととする。
- (2) 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用となる。